

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5095	50950018		東京都	18	ディーゼル排出微小粒子の環境基準の設定	大気汚染の原因であるディーゼル排出微小粒子など微小粒子(PM2.5)についての環境基準を設定すること。		<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子については、その濃度と呼吸器や循環器系疾患などと強い関連性を示す報告がある。 ・ディーゼル排出微小粒子のほとんどが微小粒子と言われている。 ・微小粒子についての環境基準の設定を行うなど、微小粒子状物質等による大気汚染から都民の健康と生命を守る実効性のある対策をとる必要がある。 	大気汚染防止法	環境省	
5095	50950019		東京都	19	行政財産に対する制限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が所有する公有財産のうち、行政財産については法律により私権の設定が禁止され、民間への貸付け、容積率の移転等ができないなどの制約がある。 ・公有財産の管理等については、各自治体がそれぞれの状況に応じ、更に有効活用できるよう、地方自治法の規定を改正し、法律による一律の規制を見直すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ①民間事業者に対する庁舎の空床の貸付け 組織の統廃合により、未利用・低利用の施設も多く見られ、行政需要もない空床も増加している。これらの空床を民間事業者に貸し付けて、財産的収入を確保する。 ②余剰容積率の有効活用 低利用の行政財産については、容積率に余剰が生じている。こうした余剰容積率について、隣接地に移転するなど有効活用することにより、財産的収入を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例外的に行政財産の貸付けが認められる場合として、①PFI事業における選定事業者に対する行政財産の貸付けや②地方公営企業法による民間事業者に対する行政財産である土地の貸付けがあるが、自治法では行政財産を民間事業者に貸し付けることは認められておらず、行政財産をその目的外に使用することは、使用許可として処理されている。この目的外使用許可は、行政目的を妨げない範囲に限られ、使用は最小限に留められるため、財産を有効活用する手段としては限界がある。 ・したがって、庁舎の一部の空床を民間事業者に対して貸付けするには法律の規定の整備を要する。 ・また、余剰容積率を隣接地に移転などの方法で有効活用するためには、行政財産に対する制限を緩和するなど法律の規定の整備を要する。 	地方自治法	総務省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5096	50960001		千葉県	1	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業の全国化	指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業(906)については、現在、構造改革特別区域計画の認定を得た場合のみ事業実施が可能であるが、この事業を法令等に基づく全国的な制度とする。	現在は、特定事業(906)実施にあたり、規制の特例内容・要件適合性を確認するための都道府県の届出の受理、及び構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域計画の認定が必要であるが、規制緩和後は認定事務を省略し都道府県への届出の受理のみにより事業実施を可能とする。	本県においては、知的障害者及び障害児のデイサービス事業所がない市町村が多く、現在、構造改革特別区域計画の認定により17市町村、21事業所において本事業を展開しており、他の市町村及び事業所についても事業実施の意向が強い。また、他の都道府県においても、知的障害者及び障害児のデイサービス事業所がない市町村が多い。障害児・者が地域で安心して生活を送ることを可能にするための一方策として、高齢者サービス等を有効に活用することが重要である。	(1)「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)第93条、第94条、第95条 (2)「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」(平成12年7月7日障第528号)身体障害者デイサービス事業運営要綱 3 利用対象者 (3)「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日児発第832号)在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱 3 対象者	厚生労働省	
5096	50960002		千葉県	2	特区特定事業土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業の全国緩和	構造改革特区による特例(403)となっている、土地開発公社の所有する「公有地の拡大の推進に関する法律」第17条第1項第2号の規定により造成した土地の賃貸について、全国適用となるよう法令の改正を要望する。	・近年の日本経済の長期低迷により企業の工場立地動向は低迷しており、土地開発公社が実施する産業団地等の分譲状況も極めて厳しい状況にある。 ・一方、各企業においては初期投資軽減の観点からも賃借による立地を希望する傾向が強まっており、地方自治体等の事業主体の多くは、企業立地促進のため賃貸制度を導入している。 ・そこで、平成15年度より構造改革特区申請し認定された場合、土地開発公社が保有する造成事業用地について賃貸することが可能となったが、進出企業及び公共団体の事務手続きの迅速性、簡素化を図る観点からも全国的に緩和願いたい。	「公有地の拡大の推進に関する法律」第17条第1項第2号 「公有地の拡大の推進に関する法律施行令」第7条第3項 「構造改革特別区域法施行令」第7条第1項	国土交通省		

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	50970001		特定非営利活動法人くらしの会	1	ボランティアによる福祉有償車両	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず、制度のついてである場合にはセダン型等の一般車両の使用許可w受けることができない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており、無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第1項の通達(許可要件)「セダン型等の一般社団については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5097	50970002		特定非営利活動法人くらしの会	2	ボランティアによる福祉有償車両	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保の為、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第1項の通達(許可要件)「運送の対象者は要介護者は要介護者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では、公共交通機関の利用が困難な移動制約者であって、あらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	50970003		特定非営利活動法人くらしたすけあいの会	3	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行なわれている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法80条第1項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者 運営協議会は、原則として、地方公共団体が主宰するものとする	国土交通省自動車交通局旅客課	
5097	50970004		特定非営利活動法人くらしたすけあいの会	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPOからの申請があつた場合には市区町村長の責任で受付、担当部署は市区町村長の責任でお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて、受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請窓口としての企画課(内閣府への申請の窓口)交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸患痴担当窓口)福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課)などを明確に指示願いたい。	道路運送法80条第1項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者 運営協議会は、原則として、地方公共団体が主宰するものとする	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	50970005		特定非営利活動法人くらしの会	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	
5097	50970006		特定非営利活動法人くらしの会	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条または第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別をなくしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続であるので、後者を差別して取り扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えてできるだけ後者の許可申請書を簡略して頂きたい。利用者の安全性の担保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守ること十分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5097	50970007		特定非営利活動法人くらしたすけあいの会	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直していただきたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは整合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の政策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、時間数等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、整合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって息みに密着した福祉輸送を充実させたいという期待に反して運営協議会の議論は、相互に噛み合わない空転したものと懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5098	50980001		福祉クラブ生活協同組合 理事長 田川元子	1	市民の外出支援活動の実態に合った許可基準が必要	1. 車両の使用を福祉車両に限定することは、ニーズに沿った現状の活動を阻害する。組合員の(市民の)持つ、社会資源としてのセダン型乗用車の使用を認めるべき。2. 利用対象者は、父母が身体的・精神的に不安定な場合など一定の基準を持って乳幼児も認めるべき。	1. 車両がセダン型まで拡大された場合、多くの組合員の参加で地域への助け合いの輪が広がり、ニーズに沿った活動が可能となる。(●福祉車172件、自家用車309件2004年度4月実績より) 2. 助け合いを必要としている組合員はさまざまで、近年心の不安定による若い母親の支援が少なくない。母子の生活の安定(通園・通院支援など)は、安心して暮らせる街づくりの実践である。	1. 福祉クラブ生協の移動サービス4団体におけるセダン型自家用車の活動台数は80%を超える。(福祉車両会所有9台、組合員4台/自家用車53台)また、活動の60%がこれらのセダン型自家用車でされており、その効果として車両維持コストが削減され、利用者の側は使いやすい、幅広い利用(生活を楽しむ買い物・友人との外出・美術館などの利用)が可能となり、介護予防を促進する。また、移動困難者は福祉車両を必要とする人ばかりではない。知的障害・内部障害など福祉車両を必要としない。福祉車両に限定した場合、現状の利用ニーズの半数に届えられない。2. 移動困難者の判断は高齢者・障害者にとどまらない。年齢も幅広い。現在の社会情勢から子育て中の若い年齢層においても精神状態の不安定、第2子出産時の第1子の幼稚園送迎・通院介助など、地域の助け合いは必要不可欠。	福祉有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取り扱いについて	国土交通省	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5099	50990001		特定非営利活動法人福岡たすけあいの会	1	ボランティアによる福祉有償車両	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず、制度のついてである場合にはセダン型等の一般車両の使用許可w受けることができない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており、無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第1項の通達(許可要件)「セダン型等の一般社団については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5099	50990002		特定非営利活動法人福岡たすけあいの会	2	ボランティアによる福祉有償車両	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、見あい童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助やほ子供の安全の確保の為、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第1項の通達(許可要件)「運送の対象者は要介護者は要介護者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では、公共交通機関の利用が困難な移動制約者であって、あらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5099	50990003		特定非営利活動法人福岡たすけあいの会	3	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行なわれている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ない」と明記願いたい。NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法80条第1項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として、地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5099	50990004		特定非営利活動法人福岡たすけあいの会	4	ボランティアによる福祉有償車両	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPOからの申請があつた場合には市区町村長の責任で受付、担当部署は市区町村長の責任でお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて、受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。NPO等の申請窓口としての企画課(内閣府への申請の窓口)交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸患痴担当窓口)福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課)などを明確に指示願いたい。	道路運送法80条第1項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項 運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として、地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5099	50990005		特定非営利活動法人福岡たすけあいの会	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン等の一般車両」の記載がない。	道路運送方第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革とつきの認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載していただきたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	
5099	50990006		特定非営利活動法人福岡たすけあいの会	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条または第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別をなくしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送方第80条1項の許可の取扱い手続であるので、降車を差別して取り扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えてできるだけ降車の許可申請書を簡略して頂きたい。利用者の安全性の担保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条一項許可の取扱い第4校運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守ること十分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続の簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5099	50990007		特定非営利活動法人福岡たすけあいの会	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直していただきたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは整合或いは保管の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の政策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動だ。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、整合或いは保管の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって自息に密着した福祉輸送を充実させたいという期待に反して運営協議会の議論は、相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5100	51000001		特定非営利活動法人くるくる	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5100	51000002		特定非営利活動法人くるくる	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5100	51000003		特定非営利活動法人くるくる	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5100	51000004		特定非営利活動法人くるくる	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5100	51000005		特定非営利活動法人くるくる	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5100	51000006		特定非営利活動法人くるくる	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5100	51000007		特定非営利活動法人くるくる	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5100	51000008		特定非営利活動法人くるくる	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5101	51010001		特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5101	51010002		特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5101	51010003		特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5101	51010004		特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5101	51010005		特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5101	51010006		特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5101	51010007		特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5101	51010008		特定非営利活動法人さわやかファミリーサポートセンター	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係あると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5102	51020001		稲沢福祉ネットワークなおい	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5102	51020002		稲沢福祉ネットワークなおい	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5102	51020003		稲沢福祉ネットワークなおい	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5102	51020004		稲沢福祉ネットワークなおい	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5102	51020005		稲沢福祉ネットワークなおい	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5102	51020006		稲沢福祉ネットワークなおい	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5102	51020007		稲沢福祉ネットワークなおい	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5102	51020008		稲沢福祉ネットワークなおい	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係にあると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものととなると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5103	51030001		特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5103	51030002		特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5103	51030003		特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5103	51030004		特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5103	51030005		特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5103	51030006		特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5103	51030007		特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5103	51030008		特定非営利活動法人尾張地域福祉を考える会まごころ	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係あると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものと懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5104	51040001		特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5104	51040002		特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5104	51040003		特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5104	51040004		特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5104	51040005		特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5104	51040006		特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5104	51040007		特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号との間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5104	51040008		特定非営利活動法人瀬戸地域福祉を考える会まごころ	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係あると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5105	51050001		特定非営利活動法人ワーカーズかすかぎ	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5105	51050002		特定非営利活動法人ワークスかすがい	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5105	51050003		特定非営利活動法人ワークスかすがい	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5105	51050004		特定非営利活動法人ワークスかすがい	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5105	51050005		特定非営利活動法人ワークスかすがい	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5105	51050006		特定非営利活動法人ワークーズかすがい	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5105	51050007		特定非営利活動法人ワークーズかすがい	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5105	51050008		特定非営利活動法人ワークーズかすがい	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係あると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5106	51060001		特定非営利活動法人在宅福祉の会じゃがいも	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5106	51060002		特定非営利活動法人在宅福祉の会じゃがいも	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5106	51060003		特定非営利活動法人在宅福祉の会じゃがいも	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5106	51060004		特定非営利活動法人在宅福祉の会じゃがいも	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5106	51060005		特定非営利活動法人在宅福祉の会じゃがいも	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5106	51060006		特定非営利活動法人在宅福祉の会じゃがいも	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5106	51060007		特定非営利活動法人在宅福祉の会じゃがいも	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5106	51060008		特定非営利活動法人在宅福祉の会じゃがいも	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係あると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5107	51070001		地域たすけあいあゆみ	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5107	51070002		地域たすけあいあゆみ	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5107	51070003		地域たすけあいあゆみ	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5107	51070004		地域たすけあいあゆみ	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5107	51070005		地域たすけあいあゆみ	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5107	51070006		地域たすけあいあゆみ	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5107	51070007		地域たすけあいあゆみ	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5107	51070008		地域たすけあいあゆみ	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係あると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5108	51080001		東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5108	51080002		東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5108	51080003		東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5108	51080004		東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5108	51080005		東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5108	51080006		東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5108	51080007		東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取り扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5108	51080008		東海市在宅介護家事援助の会 ふれ愛	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係あると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとすると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5109	51090001		特定非営利活動法人ベタニアホーム	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5109	51090002		特定非営利活動法人ベタニアホーム	2	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運送の対象者に「乳幼児、児童」を追加する。	乳幼児や保護者が同行しない児童は単独では移動が困難であり、子育ての援助や子供の安全の確保のために、通園、通学を含めて認められるべきである。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件) 「運送の対象者は要介護者、要支援者、精神障害者、身体障害者、知的障害者等で単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者であつてあらかじめ会員登録した者」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5109	51090003		特定非営利活動法人ベタニアホーム	3	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体の運営協議会の設置義務の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があつた場合には運営協議会の設置を拒むことは出来ない。	すでにボランティアによる福祉有償運送が行われている地域においては、NPO等からの申請があつた場合には、地方公共団体は運営協議会の設置を拒むことは出来ないと明記願いたい。 NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請して拒絶された例がある。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者 「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5109	51090004		特定非営利活動法人ベタニアホーム	4	ボランティアによる福祉有償運送	地方公共団体での申請受付の窓口の明示	地方公共団体はNPO等からの申請があった場合には市区町村長の責任で受け付け、担当部署は市区町村長の責任で調整をお願いしたい。	NPO等が地方公共団体に運営協議会の設置を申請しても窓口をたらい回しにされて受付の部局が定まらずNPO等が困惑している事例があると聞く。 NPO等の申請受付の窓口として企画課(内閣府への申請の担当窓口)、交通対策課(〇〇運輸局〇〇運輸支局の担当窓口)、福祉課(高齢福祉課、障害対策課、児童福祉課、)などを明確に指示願いたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第3項運営協議会(2)主宰者「運営協議会は、原則として地方公共団体が主宰するものとする」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5109	51090005		特定非営利活動法人ベタニアホーム	5	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に「セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可要件に「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両①にセダン型等の一般車両の記載がない。「セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	道路運送法第80条第一項による許可の取り扱い 国自旅第240号第4項運営協議会(3)使用車両	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5109	51090006		特定非営利活動法人ベタニアホーム	6	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	法人格を持たないNPO(任意団体、個人)のためにNPO法人の中間支援団体が運輸支局へ申請することを認めて頂きたい。	NPO法人の中間支援団体たとえば「特定非営利活動法人移動ネットあいち」は福祉有償運送を実施するNPOあるいはNPO法人を支援する目的で設立され、事務局体制の整備あるいは運転ボランティアの安全教育を担当する。愛知県下の法人格をもたないNPO(任意団体、個人)が中間支援団体(NPO法人)に所属する形で運送に携わり「特定非営利活動法人移動ネットあいち」が愛知運輸支局へ申請することは適切な行為であると判断する。	道路運送法第80条第一項による許可の取扱い 国土交通省旅客課発行の想定問答 「法人格を持たないNPO(任意団体、個人)は非営利法人または自治体に所属する形で運送に携わっていただくことが必要である」	国土交通省自動車交通局旅客課	
5109	51090007		特定非営利活動法人ベタニアホーム	7	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	道路運送法第4条又は第43条による事業許可を得た営利法人の事業所が第80条の有償運送許可を得る場合と非営利法人(NPO等)が第80条の有償運送許可を得る場合の申請書の差別を無くしてレベルを揃えて頂きたい。	国自旅第241号と国自旅第240号の間には「許可の取扱いに係る様式例等」に著しい差があるが、両者共に道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続きであるので、後者を差別して取扱うことは不当かつ不公平な取扱いである。前者の様式例等に揃えて出来るだけ後者の許可申請書を簡略にして頂きたい。利用者の安全性の確保のためには、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(4)運転者及び(5)損害賠償措置に記載事項を守る事で充分である。また、運輸支局への申請書類を煩雑にする事は行政手続きの簡略化を目的とした事務合理化の方向に逆行する事になる。	国自旅第241号の別紙「様式2」「様式3」(いわゆる道路運送法第4条、第43条に関連した第80条第一項の許可の取扱い手続き)と国自旅第240号の別紙「様式2」「様式3」「様式4」「様式5」「様式6」(いわゆる道路運送法第80条第一項の許可の取扱い手続き)	国土交通省自動車交通局旅客課	

「特区、地域再生、規制改革・民間開放集中受付月間」における全国規模の規制改革・民間開放要望事項一覧

要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
5109	51090008		特定非営利活動法人ベタニアホーム	8	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	運営協議会の構成員を見直して頂きたい。	特に「バス、タクシー等関係交通機関及び運転者の代表」とあるが、ボランティアによる福祉有償運送とバス、タクシー等関係交通機関とは競合或いは補完の関係にあるとは考えられないので、バス、タクシー等の代表の参加は不要と考える。ボランティアによる福祉有償運送は、ご近所の助け合い活動が本質であり、行政の施策或いは株式会社等の収益事業とは領域が異なる活動である。ボランティアによる福祉有償運送は、参加するボランティアの人数、規模、時間数、報酬金額等はバス、タクシー等関係交通機関とは比較にならない小規模であり、競合或いは補完の関係あると考えるのは著しい事実誤認である。したがって地域に密着した福祉輸送を充実したいという期待に反して運営協議会の議論は相互に噛み合わない空転したものとなると懸念される。	国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第3項運営協議会(3)構成員	国土交通省自動車交通局旅客課	
5110	51100001		特定非営利活動法人ひだまり	1	ボランティアによる福祉有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	道路運送法第80条第一項の通達(許可要件)「セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」	国土交通省自動車交通局旅客課	